

改正建築基準法施行(6/20)後の建築確認手続の円滑化を図るための取組

平成19年

6月20日(円滑化を図るための取組)～

- 政府広報の実施(6/20・21)
- (財)建築行政情報センターのHPにおけるワンストップサービスの開設(6/29～)
 - ・改正建築基準法に係る質疑応答集(Q&A集)の掲載
 - ・確認審査・検査の運用解説、構造計算書適合性判定の運用解説(マニュアル)の掲載
- 2007年版建築物の構造関係技術基準解説書(8/10発刊。9/5～講習会開催)

9月7日(追加対策発表)～

- 電話相談窓口の開設(9/18～)
- 9/25付け国住指第2327号により、手続き円滑化に実効性の高いものを通知

9月28日(追加対策発表)～

- 関係団体等に対する都道府県毎の説明会の開催、都道府県における相談窓口設置
- 改正建築基準法アドバイザーの登録と地域研修会への派遣
- 指定構造計算適合性判定機関等に対する技術的支援(判定支援ネットワークを設置)
- 確認審査等に関する苦情の受付

10月9日(追加対策発表)～

- 改正法の円滑な施行に向けて、都道府県知事あてに総務省・国土交通省で連名通知
- 政府系中小企業金融機関等によるセーフティネット貸付(10/9～)(中小企業庁)
- 民間金融機関による健全な中小企業向けの資金の円滑な供給への配慮と周知(10/16付けで、金融庁に要請し、金融庁から全国銀行協会等の各金融関係団体に通知)

10月30日(追加対策発表)～

- 新しい建築確認手続をわかりやすく説明した「実務者向けのリーフレット」の配布
- 建築確認手続きに関する運用面の改善・明確化
 - ・大臣認定書の写しの添付や軽微な変更に関する取扱い等について、事務手続きの合理化や解釈の明確化を図る観点から、建築基準法施行規則等の一部見直し(11/14公布・施行)

11月27日

- 信用保証協会のセーフティネット保証の対象業種を追加指定(15業種)(中小企業庁)

12月7日(追加対策発表)～

- 建築確認申請支援センターの設置、建築確認円滑化対策連絡協議会の設置
- 計画変更の円滑化のためのガイドラインの策定、間違い事例集の作成
- 構造計算適合性判定機関の業務の効率化、適判員養成講習会の追加実施等
- 建築確認円滑化対策、中小企業資金繰り対策の関係業界への説明会を関係省庁の協力も得て全都道府県で実施(「建築関連中小企業に対する金融上の支援について」のリーフレット配布)

12月14日

- 建築確認問題に関する関係省庁連絡会議の設置

12月18日

- 信用保証協会のセーフティネット保証の対象業種を追加指定(20業種)(中小企業庁)

平成20年

1月21日

- 大臣認定構造計算プログラムの試行利用の開始(関係者によるコンソーシアムの発足)

2月22日

- 構造計算プログラムの大臣認定

2月29日

- 建築確認手続の円滑化に向けた取り組みの強化・継続等について通知(審査機関の繁閑の状況等のホームページへの掲載等について)
- 信用保証協会のセーフティネット保証の対象業種を追加指定(27業種)及び現行指定業種の指定期間延長(中小企業庁)

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後①*】

* 6月20日の改正建築基準法の施行後、9月6日までに開始した又は実施した取組

(1) (財) 建築行政情報センターのHPにおけるワンストップサービスの開設

(H19. 6. 29~)

- 改正建築基準法に係る質疑・応答 (Q&A*) H20. 1. 14現在 438問
- ※ 設計や審査にあたる実務者等から寄せられた質疑を逐次整理し、回答をQ&A形式で公開。
(毎週水曜日を定例の公開日とし、それ以外の日も、作業状況に応じ追加で公開)
- 確認審査・検査の運用解説 (マニュアル)
- 構造計算書適合性判定の運用解説 (マニュアル)
- 構造計算概要書の記載事例 (木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造)
- 確認申請書の作成事例 (戸建木造住宅)
- 確認申請書・通知書等の新様式
- 旧認定プログラムを有効に活用するための注意点

(2) 2007年版建築物の構造関係技術基準解説書

H19. 8. 10 解説書の発刊

H19. 9. 5~ 講習会の開催 (日本建築防災協会、日本建築センター) 【延べ18会場】
<札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄>

(3) 特定行政庁・指定確認検査機関に対する確認申請手続き円滑化の要請

H19. 8. 6 都道府県・政令市、指定確認検査機関 説明会 (東京)

H19. 8. 9 住宅局建築指導課長通知 (国住指第1899号)
「改正建築基準法の施行に伴う建築確認等の手続きの円滑化について」

(4) 説明会の開催等

(建築主側)

H19. 6. 20・21 政府広報 (毎日、産経)

H19. 7. 23 日本住宅建設産業協会 講習会 (東京)

H19. 7. 30 改正建築基準法に関する情報提供 (日本経済団体連合会、不動産協会等)

H19. 8. 8 不動産協会 講習会 (東京)

H19. 8. 31 中央官庁営繕担当課長会議及び全国営繕主管課長会議の検討会

(設計・施工者側)

H19. 7. 4 日本建材・住宅設備産業協会 講習会 (東京)

H19. 7. 30 改正建築基準法に関する情報提供 (日本建築士会連合会、建築業協会等)

H19. 8. 24 住宅九州新聞社 セミナー (福岡)

H19. 8. 27 日本建築士事務所協会連合会緊急全国会長会議 (東京)

H19. 9. 6 日本木造住宅産業協会 セミナー (大阪)

(確認審査側)

H19. 8. 6 都道府県・政令市、指定確認検査機関 説明会 (東京)

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後②*】

* 9月7日（追加対策発表）以降、開始した又は実施した取組

（１） 「改正建築基準法電話相談窓口」の開設（9月18日開設）

- （財）建築行政情報センター内に、設計・施工・審査の実務者から電話等による質問や相談を受け付ける相談窓口（電話：03-5206-6135）を開設
（一日当たり、数十件程度）

（２） 関係団体等に対する周知の徹底（本省主催：9月19日）

- 建築主側の関係団体（代表）に対する説明会
（社）不動産協会、（社）日本ビルディング協会、（社）全国宅地建物取引業協会連合会 等
- 設計・施工側の関係団体（代表）に対する説明会
（社）日本建築士事務所協会連合会、（社）日本建築構造技術者協会、（社）建築業協会 等
- 確認審査側の関係団体に対する説明会
都道府県・政令都市、指定確認検査機関、指定構造計算書適合性判定機関
- 上記全ての関係団体に対して、Q&Aを含め、これまでの全ての関係情報を電子媒体として無料で提供し、各団体のHPへの掲載を依頼するなど、その周知徹底を図る

（３） ブロック毎の関係団体等に対する周知の徹底（整備局等主催：9月18～28日）

- 本省担当課長等を派遣し、各地方整備局等における上記諸団体の都道府県単位会等向け説明会
（北海道：27日、東北地整：26日、関東地整：25日、北陸地整：25日、中部地整：27日、近畿地整：18日、中国地整：25日、四国地整：21日、九州地整：26日、沖縄県：28日）

（４） その他

＜地方整備局建政部長会議の開催＞ 9月11日

- 確認申請手続きの円滑化に向けた特定行政庁及び指定確認検査機関に対する指導の徹底
- 関係団体等に対する改正建築基準法の周知の徹底

＜地方整備局長会議の開催＞ 10月3日

- 今後の対応方針と取り組みの徹底について

＜技術的助言通知の発出＞ 9月25日通知（国住指第2327号）

- Q&Aのうち手続き円滑化の実効性の高いものを取りまとめ、技術的助言として特定行政庁、指定確認検査機関等に通知

＜上記以外の説明会の開催＞

H19. 9. 14 住宅産業研修財団 セミナー（東京）

H19. 9. 14 日本木造住宅産業協会 セミナー（東京）

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後③*】

* 9月28日（追加対策発表）以降、開始した又は実施した取組

（１）都道府県ごとの周知の徹底

- 中央の団体（連合会等）及び地域ブロックごとの説明会と同様に、各都道府県において、建築主側、設計・施工側及び確認審査側の関係団体に対する説明会を実施
(47都道府県で実施済み)
- 改正建築基準法に関する設計・施工側の関係者からの相談にきめ細かく対応するため、各都道府県に相談窓口を設置
(47都道府県で設置済み)

（２）改正建築基準法アドバイザーの登録と地域研修会への派遣

- 改正建築基準法の内容や運用等に習熟した「改正建築基準法アドバイザー」を登録し、関係団体等からの要請に基づき、全国各地で開催される研修会等へ派遣
(全国アドバイザー46名、都道府県アドバイザー149名)
(11/16現在の派遣実績 全国：10回、1,970名 都道府県：70回、9,882名)

（３）地域の構造設計実務者に対する支援

- 「2007年版建築物の構造関係技術基準解説書」の追加講習会を開催
(30都道府県の建築士会・建築士事務所協会の主催により38回開催(10/25～))
- (社)日本建築構造技術者協会等に構造設計実務者向けの研修会・相談会の開催等を要請
(「改正建築基準法による構造計算書作成の要点と事例」講習会(財)日本建築防災協会との共催により、11/5東京、11/13大阪、11/22東京、12/7名古屋、12/12静岡、12/12札幌、12/14仙台、12/18広島、1/10山形、2/7福井で開催、受講者計2,659名、その他福岡で開催予定)

（４）指定構造計算適合性判定機関等に対する技術的支援

- 構造計算適合性判定における判定機関の工学的判断等を支援するため、国土技術政策総合研究所及び(独)建築研究所の担当者等を活用した「判定支援ネットワーク」を整備
(10/16～電子メールによる回答サポートを開始 2/25現在の問合せ：42件)

（５）確認審査等に関する苦情の受付

- (財)建築行政情報センターのホームページ(<http://www.icba.or.jp/>)上に開設している「苦情箱」において、確認審査等に関する苦情を受け付け(10月2日～)
※匿名による苦情も受け付け、対象の審査機関に対しては、国土交通省や都道府県を通じて苦情内容を通知するとともに、必要に応じて助言等を行う。

(10/2～2/10の苦情件数：576件)

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後④*】

* 10月9日（追加措置発表）以降、開始した又は実施した取組

6月20日に施行された改正建築基準法については、確認申請手続きの円滑化を図られるよう、実務者に対する情報提供等に努めているところであるが、更にその一層の徹底を図るとともに、建築関連中小事業者の資金繰りを支援するため、以下の措置を講じたところ。

（１）都道府県知事あて総務省との連名通知の発出

改正建築基準法の円滑な施行に向けて、国土交通省として、これまで各般の情報提供を行ってきたところであるが、今後は、各都道府県等において、よりきめ細かな情報提供、相談対応等を図っていただくよう、総務省とも相談の上、都道府県知事あてに総務省との連名通知を発出。

（10／9）

（２）セーフティネット貸付の実施

大工・工務店など関連中小企業等への資金繰りなどの経済的影響が懸念されることから、中小企業庁に対応の要請を行い、10月9日より、政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口が設置され、セーフティネット貸付及び既往債務の返済条件の緩和措置が講じられることとなった。

国土交通省においても、地方整備局、地方公共団体、関係事業者団体等に周知を行った。

（2／29現在の融資・保証承諾：6，280件、約1，425億円、相談件数：9，033件）

（３）民間金融機関による金融の円滑化

民間金融機関による金融の円滑化を図るため、建築確認・建築着工減少により資金繰りに影響を受ける健全な中小企業向けの資金の円滑な供給への配慮と、全国銀行協会等の各金融関係団体に対する同趣旨の周知徹底を、金融庁に対して要請（10／16）。

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後⑤*】

*10月30日（追加対策発表）以降、開始した又は実施した取組

（１） 実務者向けのリーフレットの配布

従来から行ってきたホームページによる質疑・応答（Q&A）等の公表に加え、新しい建築確認手続きの要点に絞って、設計者、施工者、デベロッパーなど主に事業者側の実務者を念頭に、わかりやすく説明したリーフレットを作成し、関係団体、商工会議所、地方公共団体等を通じて、幅広く、関係者に配布するとともに、確認審査の窓口等に備え置く。

（第1版を30万部作成、規則改正を受けた第2版30万部を11/14作成し、関係団体等に送付）

（２） きめ細かい個別の地域に対するアドバイスの実施

○ 建築確認申請件数、あるいは建築確認件数が依然大幅に落ち込んでいる地域に対して、特定行政庁や指定確認検査機関から個別に状況をヒアリングした上で、具体的な改善策についてアドバイスを行う。

（9月時点における建築確認件数が前年同月に比べて落ち込みが著しい10都府県及びこれ以外で適合性判定の処理状況が遅れている5県に対しヒアリングを実施）

○ 建築確認手続きの円滑化に向けて、特定行政庁や指定確認検査機関が講じている効果的な取組事例を整理し、各審査機関に対して周知を図る。

（11/22特定行政庁、関係団体等向けの説明会において全国の特定行政庁、確認検査機関にアンケートを行った結果を整理した資料を配布し、説明）

○ （財）建築行政情報センターのホームページ上に設置している「苦情箱」に寄せられた苦情のうち、特定行政庁や指定確認検査機関の不適切な取扱いの具体的な事例を整理し、各審査機関に対して注意喚起する。

（11/22特定行政庁、関係団体等向けの説明会において具体事例を整理した資料を配布し、説明）

（３） 建築確認手続きに関する運用面の改善・明確化

大臣認定書の写しの添付や計画変更に係る確認を要しない軽微な変更に関する取扱い等について、事務手続きの合理化や解釈の明確化を図る観点から、建築基準法施行規則等の所要の見直しを行う。（11/14公布・施行、改正内容について11/22特定行政庁、関係団体等向けに説明会を開催）

（４） セーフネット保証の対象業種の追加指定

全国的に建築関連業種に属する中小企業者の業況が悪化していることから、建築関連中小企業者への金融の円滑化を図るため、中小企業庁において、セーフネット保証の対象業種を追加指定。

（11/27：15業種追加、12/18：20業種追加、2/29：27業種追加及び現行指定業種の指定期間延長）

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後⑥*】

* 12月7日（追加対策発表）以降、開始した又は実施した取組

（1）建築確認申請支援センターの設置 ～中小事業者への技術的支援～

具体的な物件を手がけている中小建設業者、大工・工務店等のなかで建築確認申請に困難をきたしている状況があることを踏まえ、（社）日本建築構造技術者協会（JSCA）や各都道府県の建築士事務所協会の会員等が、構造基準の見直しへの対応、新しい申請図書を作成方法を面談方式等で直接アドバイスするサポートセンターを設置する。（相談は無料で受付）

①中小建設業者による鉄筋コンクリート造・鉄骨造の建築物

：各都道府県1カ所を原則に全国的に設置（（社）日本建築構造技術者協会（JSCA））

②大工・中小工務店による木造3階建て・混構造の住宅

：木造3階建ての建設件数の多い10都道府県に設置（建築士事務所協会）（その他の地域は、（財）日本住宅・木材技術センターで一元的に対応）

（47都道府県で設置済）

（2）建築確認円滑化対策連絡協議会の設置 ～審査側・設計側の意思疎通の円滑化～

各都道府県ごとに特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び建築設計団体（建築士事務所協会等）からなる協議会を設置し、審査側・設計側の意思疎通の徹底を図ることを通じ、建築確認手続きの円滑化を促進する。

（47都道府県で設置済）

（3）計画変更の円滑化のためのガイドラインの策定

計画変更手続きを要しない軽微な変更や当初の申請においてあらかじめ幅のある計画内容について確認を受けておくことにより計画変更手続きを不要とする方法について、参考事例や手順等を示すガイドラインを作成。

（12/28）

※テナントビルや先端工場における計画変更、マンションにおけるフリープランへの対応

（4）構造計算適合性判定機関の業務の効率化等

比較的小規模な物件や単純な構造形式の物件についての審査の合理化（判定の実績等を踏まえたうえで、現在、原則として二人の判定員で実施している判定業務を一人の判定員で行う等）、補助員の活用方策等を示し、構造計算適合性判定機関の業務を効率化する。

また、構造計算適合性判定機関における事前相談の実施の徹底を図る。

（12/17技術的助言通知を発出）

構造計算適合性判定員の講習会を追加実施。

（平成20年2/18：講習会修了者319人）

（5）間違い事例集の作成

確認審査・適合性判定の実態を踏まえ、典型的な間違いの事例等を示すことで、設計者による適正な図書作成を支援するとともに、審査の迅速化を図る。

（12/29）

（6）都道府県ごとの情報の周知徹底について

建築確認の円滑化に係る各般の対策、中小企業の資金繰り対策（セーフティネット貸付、保証）について、情報の周知徹底を図るため、経済産業省及び林野庁の協力を得て、関係業界に対する説明会を全都道府県において速やかに実施する。（12/25～平成20年1/31）

「建築関連中小企業に対する金融上の支援について」のリーフレットを約30万部作成し、関係団体等に配布。

（12/11～）

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後⑦*】

* 1月8日以降、開始した又は実施した取組

(1) 構造計算プログラムの大臣認定

認定・頒布されることが強く要請されている大臣認定構造計算プログラムについて、国が特例的・主体的に関与することとし、最も先行開発している(株)NTTデータと設計者側（建設会社、設計事務所）及び審査者側（指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関）からなるコンソーシアムを設置。仮認定したプログラムを試行利用し、ソフトウェアの不具合の確認などを行うとともに、全国の設計事務所等に対して大臣認定構造計算プログラムの利用に関する研修会を実施。

(平成20年1/21コンソーシアム設置)

※(株)NTTデータの構造計算プログラムについて、指定性能評価機関である(財)日本建築センターの電算プログラム審査委員会での性能評価を踏まえ、大臣認定。

(平成20年2/22第1号認定)

(2) 構造計算適合性判定員の増員の促進

構造計算適合性判定員の講習会を追加実施。

(平成20年2/18：講習会修了者319人)

3月中旬には追加の構造計算適合性判定員候補者名簿の通知を行う予定であり、これを踏まえ、指定構造計算適合性判定機関に対し必要な情報提供を行うこと等により、判定員の増員を促進。

(3) 改正法施行円滑化の取組の強化・継続

関係者との緊密な連携のもと、事前相談等の継続、審査体制の充実、設計者に対する技術的支援、建築主に対する周知等、一層の建築確認手続の円滑化に向けた取組みの強化・継続及び中小企業の資金繰り対策（セーフティネット貸付、同保証）の幅広い周知について、都道府県、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に要請。

(平成20年2/29通知)